

令和8年度

市民税 県民税 森林環境税 特別徴収のしおり

目次

1	特別徴収事務取扱い	2
2	給与所得者異動届出書の提出	4
3	退職者の手続き	5
4	退職者が国外に転出する場合	6
5	納入書の書き方	7
6	納期の特例	9
7	納入場所	10
8	eLTAX	11
9	様式	
(1)	給与所得者異動届出書	12
(2)	普通徴収から特別徴収への切替申請書	17
(3)	特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	19
(4)	納期の特例に関する申請書	21
(5)	納期の特例を欠いた場合の届出書	23
10	よくある質問	25

春日井市 市民生活部 市民税課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話(0568)85-6093~6096

特別徴収事務取扱い

1 特別徴収・特別徴収義務者とは

特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与を支払う際、市から通知された市民税・県民税・森林環境税額を6月から翌年5月にかけて納税義務者から徴収し、市へ納入する制度です。

特別徴収義務者とは、特別徴収を行う給与支払者のことをいいます。

2 特別徴収の対象となる人

令和8年1月1日現在において春日井市に居住している人で、令和7年中に給与の支払いを受け、かつ令和8年4月1日において給与の支払いを受けている人については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって市民税・県民税・森林環境税を徴収しなければならないこととされています。

3 特別徴収義務者及び納税義務者への通知

特別徴収の方法によって徴収するときは、特別徴収義務者及び納税義務者にその旨を通知することになっています。

書面の場合、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」は、個人情報保護の観点から圧着様式となっていますので、圧着部分ははがさずミシン線で切り取って、納税義務者へお渡しください。

なお、納税義務者から給与所得以外の所得に係る税額を普通徴収(個人納付)の方法で徴収してほしい旨の申し出があったときは、納税義務者本人から市民税課へご連絡いただきますようお願いください。

また、退職等によりこの通知書を納税義務者本人に渡すことができない場合は、「給与所得者異動届出書」(12ページを印刷して使用していただくか、春日井市ホームページからダウンロードしてください。)に必要事項を記入いただき、通知書(納税義務者用)と併せてご提出ください(4ページ及び12～16ページ参照)。

4 市民税・県民税・森林環境税の非課税の範囲

●市民税・県民税

- 1 令和8年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 2 障がい者、未成年者(平成20年1月3日以後の生まれで未婚)、ひとり親又は寡婦で、前年中の合計所得金額が「135万円」以下の人
- 3 前年の合計所得金額が、扶養親族等を有しない場合は「42万円」以下、扶養親族等を有する場合は「32万円×人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+28.9万円」以下の人

●森林環境税

- 1 上記「●市民税・県民税」の「1」「2」のいずれかに該当する人
- 2 前年の合計所得金額が、扶養親族等を有しない場合は「41.5万円」以下、扶養親族等を有する場合は「31.5万円×人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+28.9万円」以下の人

5 徴収及び納入について

「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に、納税義務者ごとの月割額が記載してありますので、それぞれの月に支払われる給与から徴収し、翌月の10日(当日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌営業日)までに、10ページに記載されている金融機関等で納入してください。

6 納入書の取扱いについて

春日井市では、市税等の収納事務を電算処理しています。市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納入書も機械で数字を読み取りますので、納入書の取扱いについては、十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、金融機関による「地方税納入サービス」や、eLTAXをご利用の場合、納入書は送付していません。

7 納税義務者が退職・休職・転勤等をした場合

納税義務者が退職・休職・転勤等をした場合は、給与の支払いを受けないこととなった事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください(4ページ及び12～16ページ参照)。

8 新たに特別徴収を希望する場合

中途就職、復職等により普通徴収から特別徴収への変更を希望される場合は、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入し、提出してください(17～18ページ参照)。

なお、当該申請に係る変更通知書送付につきましては、最短で、申請書が市に到達した日の属する月の翌月中旬以降になります。

9 特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合

「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」に必要事項を記入し、速やかに提出してください(19～20ページ参照)。

なお、法人番号及び個人事業主の代表者に変更があった場合は、別の事業所として登録を行うため、在籍する従業員全員分の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書(A 特別徴収継続)」を提出してください(12～13ページ参照)。

10 特別徴収税額に変更があった場合

すでに通知済みの特別徴収税額に変更があった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額を徴収してください。

なお、納入書は新たに送付しませんので、お手元の納入書を訂正してご使用ください(7～8ページ参照)。

11 納期限までに納入されない場合

特別徴収義務者が徴収した税額が、納期限までに納入されない場合、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、上限年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については上限年7.3%)の割合で計算した金額が延滞金として加算されます。

問い合わせ先

1～10の項目 市民税課 (0568)85-6093～6096

11の項目 収納課 (0568)85-6111～6118

給与所得者異動届出書の提出

納税義務者の退職、休職、転勤等により、市民税・県民税・森林環境税を徴収できなくなった場合は、残りの税額について、次の1～4のとおり取り扱っていただくとともに、記入例を参考に給与所得者異動届出書を記入し、提出してください。

1 新しい勤務先で特別徴収を継続する(13ページ、記入例①)

【A 転勤・特別徴収継続】

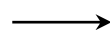
特別徴収を継続するため、新しい勤務先へ開始月と月割額を事前にご連絡のうえ、給与所得者異動届出書を送付して必要事項の記入をご依頼ください。その後、記入済みの届出書を、新しい勤務先から当市へ提出していただくようお願いください。

2 退職時に最終の給与や退職手当等から一括して徴収する

(14ページ、記入例②)【B 一括徴収】

その人に支払われる給与や退職手当等がその人の未徴収税額より多い場合は、次のとおり取り扱ってください。

6月1日～12月31日に
退職の場合



本人の申し出により未徴収税額を一括徴収し、翌月の10日までに納入

1月1日～4月30日に
退職の場合



本人の了解の有無にかかわらず未徴収税額を一括徴収し、翌月の10日までに納入

3 普通徴収(個人納付)に変更し、納税義務者本人が直接納付する(15ページ、記入例③)【C 普通徴収】

給与所得者異動届出書が提出された後、市から本人宛に市民税・県民税・森林環境税税額変更(決定)通知書及び納付書を送付します。

4 給与支払報告書提出後に給与の支払いを受けなくなった場合(16ページ、記入例④)【給与支払報告書に係る給与所得者異動届】

令和8年度に春日井市において特別徴収をしていない人で、次年度から特別徴収を開始する予定だった人が、給与支払報告書の提出後に給与の支払いを受けないこととなった場合に提出してください。

なお、給与支払報告書に退職の記載をしている場合には提出は不要です。

※ 給与所得者異動届出書の提出は必ず期限内(給与の支払いを受けないこととなった事由が発生した日の属する月の翌月10日まで)にお願いします。

※ 外国人等で退職後出国する予定のある納税義務者については、退職の時期に関わらず、未徴収税額を一括徴収していただくか、納税管理人となる方を届け出るよう退職者に伝えてください。

退職者の手続き

1 退職後の市民税・県民税・森林環境税の納付について

特別徴収により市民税・県民税・森林環境税を納めていた人は、退職に伴い、普通徴収(個人納付)に切り替わることになります(一括徴収する場合及び他の事業所で特別徴収を継続する場合を除きます)。

2 納付方法切替の流れ

事業所から給与所得者異動届出書が提出された後、市で切替手続きを行い、本人宛に市民税・県民税・森林環境税税額変更(決定)通知書及び納付書を送付します。

特別徴収では年税額を12で割った金額を毎月の給与から天引きしますが、普通徴収では年4回、退職の時期によってはさらに少ない回数で残りの税額を納めていただくことになります(6月末、8月末、10月末、1月末が各納期限です)。

このため、各事業所におかれましては、給与所得者異動届出書を必ず期限内(給与の支払いを受けないこととなった事由が発生した日の属する月の翌月10日まで)に提出していただくようお願いいたします。

3 退職者へのお知らせ文書

これまで特別徴収により市民税・県民税・森林環境税を納めていた人には、普通徴収はなじみのない納付方法となります。

退職により普通徴収に切り替わる人には、次の文書のコピーを渡すなどして、事前に周知していただくようお願いいたします。

退職される方へ

(市民税・県民税・森林環境税の納付に関するお知らせ)

春日井市 市民生活部 市民税課

日頃は、当市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまで市民税・県民税・森林環境税を特別徴収(給与天引き)により納付いただいておりますが、ご退職に伴い、普通徴収(個人納付)へ切り替わるようになります。

ご本人様宛に通知書及び納付書を送付しますので、書類が届きましたら、内容をご確認の上、納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

なお、新たにお勤めの事業所での特別徴収を希望される場合は、再度切替手続きを行いますので、届いた納付書を新しい事業所へお渡してください。切替の対象は、納期が過ぎている納付書の税額分に限られますのでご注意ください。

問い合わせ先

個人市民税担当

電話 0568-85-6093

4 退職金を支払う場合

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等を支払う際に徴収することになっています。徴収した市民税・県民税は毎月の給与に係る特別徴収税額とあわせて、翌月の10日までに納入してください(7~8ページ参照)。

退職所得に係る税額を納入する際には、納入書裏面の納入申告書に対象者氏名、勤続年数等の必要事項を必ず記入してください。

ただし、金融機関による「地方税納入サービス」や、eLTAX(11ページ参照)をご利用の場合等で、納入書を使わないときは、別に納入申告書をご用意いただき、市民税課に提出してください(様式を春日井市ホームページからダウンロードしていただくか、eLTAXにて申請してください)。

なお、納入先は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に退職した方がお住まいの市町村です。

5 納税義務者が亡くなられた場合

納税義務者が亡くなられた場合、未徴収の税額は原則一括徴収できません。

御遺族から希望があった場合等を除き、徴収方法を「普通徴収」として給与所得者異動届出書(12ページ)を提出してください。

退職者が国外に転出する場合

退職者が国外に転出する場合、一括徴収等でその年度中に支払うべき税額を転出前に全て納付するとき、又は、転勤等で国外へ転出後も引き続き市民税・県民税・森林環境税を特別徴収される場合を除き、納税に関することを通知するために納税管理人を選定しなければならないことが地方税法に定められています。

国外転出時、納税管理人を定めずに普通徴収(個人納付)に切り替えると、納税通知書を本人が受け取ることができなくなります。

このため、退職者が国外に転出することを把握されている場合は、**納税管理人となる方を届け出るよう退職者にお伝えいただきますようお願い**します。また、**事業所が納税管理人となることも可能**ですので、ご協力をお願いします。

また、**最後に支払われる給与から市民税・県民税・森林環境税を一括徴収**していただくようご協力をお願いします。

納入書の書き方

6月から翌年5月分までの納入書「納入金額(1)」欄には、貴事業所が納入する税額が印字されていますので、次の点に留意してください。

1 納入する金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合

→何も記入せず、そのまま納入してください。

2 納入する金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄に印字されている金額と異なる場合

ア 納入する金額が、給与分のみの場合(8ページ上段参照)

→納入書等の「納入金額(1)」欄を横2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。

イ 退職所得に係る税額を併せて納入する場合(納入書裏面の納入申告書に必要事項を必ず記入してください。)(8ページ下段参照)

→納入書等の「納入金額(1)」欄を横2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得に係る納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を、またそれらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。

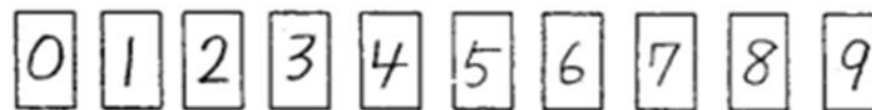
なお、退職所得に係る税額のみを納入するとき等、納入書が必要な場合は、春日井市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

納入書記入上の留意点

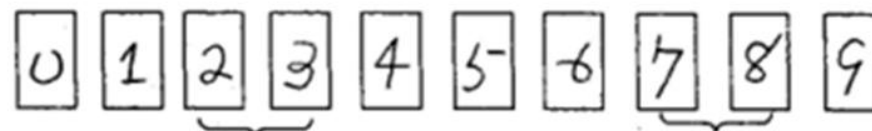
- 1 黒のボールペンで記入してください。
- 2 納入済通知書は、折ったり汚したりしないでください。
- 3 数字は記入例に従って明瞭に記入してください。
- 4 納入金額欄に〒記号は記入しないでください。
- 5 「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に記入すべき金額がない場合でも、当該欄に「0」を記入しないでください。
- 6 訂正印は不要です。

<記入例>

良い例



悪い例



上を
離さない

カギを
つけない

まるめない

上をふさ
がない

横線を
離さない

横線を
出さない

上に突き出さない

離さない

【記入例】 令和8年10月分の納入金額を1,500,000円から1,550,000円に訂正する場合

訂正前

愛知県春日井市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
2 3 2 0 6 8	00820-5-960096	春日井市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
0 8 1 0	1 0 2 4 6 4 7 0 0 0	1,500,000 円
232068	給与分 (一括徴収分を含む)	納 入 金 額 (2)
	退職所得分	春日井市
	延滞金	合計額
納期限 令和8年11月10日		(特別徴収義務者)
取りまとめ店		
〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター		

訂正後

愛知県春日井市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
2 3 2 0 6 8	00820-5-960096	春日井市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
0 8 1 0	1 0 2 4 6 4 7 0 0 0	1,550,000 円
232068	給与分 (一括徴収分を含む)	納 入 金 額 (2)
	退職所得分	春日井市
	延滞金	合計額
納期限 令和8年11月10日		(特別徴収義務者)
取りまとめ店		
〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター		

【記入例】 令和8年10月分の納入金額1,500,000円に退職所得に係る税額130,000円を併せて納入する場合

表

愛知県春日井市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
2 3 2 0 6 8	00820-5-960096	春日井市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
0 8 1 0	1 0 2 4 6 4 7 0 0 0	1,500,000 円
232068	給与分 (一括徴収分を含む)	納 入 金 額 (2)
	退職所得分	春日井市
	延滞金	合計額
納期限 令和8年11月10日		(特別徴収義務者)
取りまとめ店		
〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター		

裏

退職所得分 個人市民税 個人県民税 納入申告書

(宛先) 春日井市長

令和8年11月10日提出

令和8年10月分 人員	1 人
退職手当等支払金額	1200000 円
特別徴収税額	78000 円 (市民税) + 52000 円 (県民税)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

〒 487-0013

住所又は所在地 春日井市高蔵寺町3丁目2番地1
氏名又は名称 丙野商事株式会社

法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

1月1日の住所 春日井市 西本町1丁目15番地1 氏名 乙野 一郎

納税義務者	退職支払金額	12,000,000 円	市民税額	78,000 円	県民税額	52,000 円	合計税額	130,000 円
納税義務者	勤務年数	22 年	うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち 重複勤続期間	有 無		

【白紙の記入例】 令和8年10月分として、給与分1,550,000円
納入する場合

愛知県春日井市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード				口座番号				加入者名							
2	3	2	0	6	8	00820	5	960096	春日井市会計管理者						
								4 5							
年 月 分		指 定 番 号						納入金額(1)							
0	8	1	0	1	0	2	4	6	4	7	0	0	0	1,550,000 円	
232068				納 入 金 額 (2)	給与分(一括徴収分を含む)								億 千 百 千 万 千 百 千 円		
								退 職 所 得 分							
								延 滞 金							
納期限					春 日 井 市				合計額						
令和8年11月10日												1 5 5 0 0 0 0 0			
取りまとめ店															
〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター															
				(特別徴収義務者)											

納期の特例

給与等の支払いを受ける人(春日井市在住を問わず)の数が常時10人未満である市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書(21～22ページ参照)」を提出することにより、給与等の支払いの際に徴収した市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

※常時10人未満とは、平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期に臨時に雇い入れた人等は除きます。

- | | |
|-----------------|--|
| 6月分から
11月分 | ・・・11月分(12月10日納期限分)の納入書で6か月分の合計額を納入してください。 |
| 12月分から
翌年5月分 | ・・・翌年5月分(6月10日納期限分)の納入書で6か月分の合計額を納入してください。 |

留意点

- 1 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されない事があります。また、承認を受けても滞納や納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。
 - 2 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける人の数が条件の限度を超えた場合は、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例を欠いた場合の届出書(23～24ページ参照)」をご記入の上、提出してください。
 - 3 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは、「給与所得者異動届出書」を、給与の支払いを受けないこととなった事由が発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。
- ◎ 納期の特例が承認された場合は、承認後の納入書を送付します。(納入書を使用されない特別徴収義務者へは、承認のご連絡をします。)

納 入 場 所

金 融 機 関	
銀行	あいち 大垣共立 三十三 十六 名古屋 百五 三菱 UFJ
信用金庫	岡崎 岐阜 瀬戸 東春 東濃
農業協同組合	尾張中央
信用組合	愛知商銀 イオ
労働金庫	東海
ゆうちょ銀行・郵便局	愛知・岐阜・三重・静岡の県内のみ ※ゆうちょ銀行・郵便局では、納期限又は納付指定期限を過ぎた場合は、取扱いません。

市役所・出張所	市 役 所 (収 納 課) 坂 下 出 張 所 東 部 市 民 セ ン タ ー 味 美 ふ れ あ い セ ン タ ー 高 蔵 寺 ふ れ あ い セ ン タ ー
---------	---

令和 年 月 日

_____長 様

春日井市長

指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づき、当市の市民税、県民税及び森林環境税の取扱店（局）に指定しましたので通知します。

許可又は承認番号 ○ ○ ○ ○ ○ 号
口 座 番 号 *****-**-*****号
加 入 者 名 称 春日井市会計管理者
取 り ま と め 局 名古屋貯金事務センター

※ 愛知・岐阜・三重・静岡県以外のゆうちょ銀行・郵便局を初めてご利用される際は、その窓口に「指定通知書」を提出していただく必要があります。「指定通知書」が必要な場合はお送りいたしますので、ご利用予定のゆうちょ銀行・郵便局を市民税課までご連絡ください。
なお、「指定通知書」の郵送にお時間がかかる場合があるため、納付期限に余裕をもってご連絡ください。
また、昨年度までにご利用のあったゆうちょ銀行・郵便局については、今年度も引き続きご利用していただけますので再度提出する必要はありません。



簡単・便利な「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください

地方税共同機構が運用する地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用することで、**電子申告・電子申請・電子納税**ができます。

1 eLTAXを利用するメリット

- ・インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告・申請・納付することができますため、郵送したり窓口に出向いたりする手間がかかりません。
- ・複数の地方公共団体へ一括で納付することができます。
- ・多様な納付方法が選べます。
- ・春日井市指定の金融機関以外の金融機関からも納付できます。
- ・eLTAXの利用手数料は無料です。

2 eLTAXでできる個人市民税・県民税の手続き

(1) 電子申告・申請

- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細書)
- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収切替届出(依頼)書
- ・退職所得に係る納入申告書
- ・退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(2) 電子納税

特別徴収による市民税・県民税・森林環境税(退職所得分を含む)の納税

3 eLTAX利用の流れについて

(1) 利用届出

eLTAXのホームページから利用届出(新規)を行い、利用者IDを取得してください。

(2) 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書等を作成・送信してください。

(3) 納付情報の作成

納付する税金の種類、納入金額等の納付情報を作成してください。

(4) 納付方法の選択

クレジットカード払い、ダイレクト納付(※)、インターネットバンキングなどの納付方法を選択して納付してください。

(※)ダイレクト納付とは・・・事前に登録した金融機関口座を指定して直接納付する方法

【お願い】

市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)の納付情報を手入力する際に「**指定番号**(市民税・県民税・森林環境税納入書等に記載された10桁の数字)」を入力しなくても操作は進められますが、春日井市で納付情報の管理上必要となりますので、**必ず「指定番号」を入力してください。**

※指定番号は、自治体ごとで異なりますので**春日井市の指定番号**を入力してください。

＜注意＞eLTAXで納付された場合は、領収証書は発行されませんので、納付手続完了後に届く「納付完了通知」などで確認してください。

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

- ◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
- ◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

備考	
----	--

※ (事業所控はありませ んので、必要な場 合は、返用封筒を 同封してください。)	宛先 春日井市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地又は住所	〒		特別徴収義務者 指定番号	
	令和 年 月 日 提出			名称又は氏名			連絡先 部署	
				法人番号又は個人番号			担当者	
							電話	
給与所得者			特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ			受給者番号		月分から	月分から	令和 年	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()
氏名					月分まで	月分まで	月 日	
生年月日	旧姓							
個人番号								
1月1日現在の住所	春日井市		(ア)	(イ)	(ウ) = (ア) - (イ)			
異動後の住所			円	円	円			

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当欄に○を付し、必要事項を記入してください。

※新勤務先記入欄

<input type="radio"/>	A 転勤・特別徴収継続	未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合
所在地又は住所	〒	
フリガナ		
名称又は氏名		
法人番号又は個人番号		
連絡先	部署	担当者
	電話	
月割額	円を	
	月分から納入します。(翌月10日納期限分)	
新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号	納入書の同封
		<input type="checkbox"/> 不要
(※既に本年度特別徴収実績がある場合、納入書は送付しません。)		

<input type="radio"/>	B 一括徴収	未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合
一括徴収した税額は	月分と	
あわせて納入します。(翌月10日納期限分)		
一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 1 異動が6月1日から12月31日で、申出があったため (令和 年 月 日 申出) <input type="checkbox"/> 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	
(該当理由にチェックしてください。)		
一括徴収税額((ウ)の金額)	円	
● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。		

<input type="radio"/>	C 普通徴収	未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合
一括徴収しない場合は、次のいずれかをチェックしてください。		
<input type="checkbox"/>	1 異動が6月1日から12月31日で、一括徴収の申出がないため	
<input type="checkbox"/>	2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため	
<input type="checkbox"/>	3 死亡による退職のため	

※海外帰国等される外国人の方の未徴収税額については一括徴収していただくようお願い致します。

※市記載欄	資	
	処理者	点検者

【記入例①】 転勤等(特別徴収継続)の場合

特別徴収継続…納税義務者(従業員)が転勤先でも引き続き特別徴収を行う場合

異動前の特別徴収義務者が上段を記入
給与所得者の個人番号については異動後の特別徴収義務者が記入

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

- ◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
- ◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

(宛先) 春日井市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地又は住所 〒 486-8686 春日井市鳥居松	給与支払者の個人番号(右詰)又は法人番号を記入	特別徴収義務者指定番号 1024647000
令和 8 年 11 月 10 日 提出		名称又は氏名 株式会社 春日井	法人番号又は個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	連絡先 部署 人事課 給与係	担当者 春日井 花子
フリガナ カスガイ タロウ		受給者番号 001	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額 06 月分 10 月分まで	未徴収税額 11 月分 05 月分まで
氏名 春日井 太郎	生年月日 昭和53年8月7日	旧姓	異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	
個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1月1日現在の住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地	(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)	
異動後の住所 岡崎市十王町2丁目9番地	288,000 円	120,000 円	168,000 円		

備考
特別徴収税額の通知書の指定番号欄を参照して記入

○印を記入

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当欄に○を付し、必要事項を記入してください。

※新

A 転勤・特別徴収継続 未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場

所在地又は住所 〒 487-0011 春日井市中央台2丁目2番地1	フリガナ ユウゲンガイシャ カスガイ	名称又は氏名 有限会社 春日井	法人番号又は個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6
部署 総務	担当者 小野	連絡先 電話 0568-85-6094	
月割額 24,000 円を	11 月分 月分から納入します。(翌月10日納期限分)	新特別徴収義務者指定番号 1000012345	新受給者番号 123
		納入書の同封 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	

(※既に本年度特別徴収実績がある場合、納入書は送付しません。)

異動前の特別徴収義務者に確認して、金額等を記載

注: 既に春日井市において、本年度の特別徴収を行っている事業所には、変更後の金額が記入された納入書は送付しません。お手元の納入書を訂正してご使用ください(7~8ページ参照)。

以下の理由で納入書の発行が必要ない場合は、チェックしてください。
 ・ 地方税納入サービス・共通納税システムを利用している。
 ・ 事業所独自の納入書の様式で地方税を納入している 等

異動後の特別徴収義務者が下段をすべて記入

【記入例②】退職等（一括徴収）の場合

一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当等からまとめて徴収して、一括納入する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

備考 特別徴収税額の通知書の指定番号欄を参照して記入

(宛先) 春日井市長 令和 8 年 11 月 10 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者 所在地又は住所 〒 486-8686 春日井市鳥居松町 名称又は氏名 株式会社 春日井 法人番号又は個人番号 0123456789012	特別徴収義務者 指定番号 1024647000 部署 人事課 給与係 担当者 春日井 花子 電話 0568-85-6093
フリガナ	カスガイ タロウ	受給者番号	001
氏名	春日井 太郎	特別徴収税額 (年税額)	288,000 円
生年月日	昭和53年8月7日	徴収済税額	06 月分から 10 月分まで 120,000 円
個人番号	000000000000000000	未徴収税額	11 月分から 05 月分まで 168,000 円
1月1日現在の住所	春日井市鳥居松町5丁目44番地	異動年月日	令和 8 年 10 月 31 日
異動後の住所	岡崎市十王町2丁目9番地	異動事由	1 退職

異動前の特別徴収義務者が上段をすべて記入
必要なのは、返信用封筒を同封してください。

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A B C から選択し該当欄に○を付し、必要事項を記入してください。

○印を記入

使用する納入書等の月分を記入

該当項目にチェック

<input checked="" type="radio"/>	B 一括徴収 未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合
一括徴収した税額は 11 月分と	
あわせて納入します。(翌月10日納期限分)	
<input checked="" type="checkbox"/>	1 異動が6月1日から12月31日で、申出があったため (令和 8 年 10 月 30 日 申出)
<input type="checkbox"/>	2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額 ((ウ)の金額) 168,000 円	

● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。

注: 変更後の金額が記入された納入書は送付しません。お手元の納入書を訂正してご使用ください(7～8ページ参照)。

【記入例③】退職等（普通徴収に変更）の場合
 普通徴収…納税義務者（従業員）が未徴収税額を直接納付する場合

特別徴収を○印で囲む **給与支払報告書** に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

- ◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
- ◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

備考	特別徴収税額の通知書の指定番号欄を参照して記入	
特別徴収義務者 指定番号	1024647000	
部署	人事課 給与係	
担当者	春日井 花子	
電話	0568-85-6093	

(宛先) 春日井市長	所在地又は住所 春日井市鳥居松	〒 486-8686	給与支払者の個人番号(右詰)又は法人番号を記入
令和 8 年 11 月 10 日 提出	名称又は氏名 株式会社 春日井	法人番号又は個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
フリガナ カスガイ タロウ	受給者番号 001	特別徴収税額 (年税額) 288,000 円	給与所得者 カスガイ タロウ
氏名 春日井 太郎	生年月日 昭和53年8月7日	旧姓	徴収済税額 06 月分から 10 月分まで
個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1月1日現在の住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地	異動後の住所 岡崎市十王町2丁目9番地	未徴収税額 11 月分から 05 月分まで
異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	未徴収税額 (ウ) = (ア) - (イ) 168,000 円	

異動前の特別徴収義務者が上段をすべて記入
 異動後の住所は、返信用封筒を同封してください。

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A B C から選択し該当欄に○を付し、必要事項を記入してください。

○印を記入

<input type="radio"/>	C 普通徴収	未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合
一括徴収しない場合は、次のいずれかをチェックしてください。		
<input checked="" type="checkbox"/>	1	異動が6月1日から12月31日で、一括徴収の申出がないため
<input type="checkbox"/>	2	5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
<input type="checkbox"/>	3	死亡による退職のため

注: 変更後の金額が記入された納入書は送付しません。
 お手元の納入書を訂正してご使用ください(7~8ページ参照)。

未徴収税額を本人が直接納付する場合は、必ず該当項目に☑する。

【記入例④】 給与支払報告書提出後の退職等の場合

給与支払報告書を提出した人で4月1日において給与の支払をしなくなった場合

給与支払報告書を〇印で
囲む

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

備考

特別徴収税額の通知書の指定番号
欄を参照して記入

- ◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
- ◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

特別徴収義務者 指定番号	1024647000
部署	人事課 給与係
担当者	春日井 花子
電話	0568-85-6093

(宛先) 春日井市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地又は住所 〒 486-8686 春日井市鳥居松町	給与支払者の個人番号(右詰) 又は法人番号を記入
令和 8 年 4 月 10 日	提出	名称又は氏名 株式会社 春日井	法人番号又は個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
フリガナ カスガイ タロウ	給与所得者	受給者番号 001	特別徴収税額 (年税額)
氏名 春日井 太郎	氏名	受給者番号 001	徴収済税額 月分 月分
生年月日 昭和53年8月7日	生年月日	旧姓	未徴収税額 月分 月分
個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	個人番号	1月1日現在の住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地	異動年月日 令和 8 年 3 月 31 日
異動後の住所 岡崎市十王町2丁目9番地	異動後の住所	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	

記入不要

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当欄に〇を付し、必要事項を記入してください。

記入不要

新年度から特別徴収を開始する予定だった従業員の方で、給与支払報告書の提出後に給与の支払いを受けなくなった方がいる場合に提出してください。
※他市町村にて本年度課税がされていて、当該市町村に異動届出書を提出する場合でも、春日井市にも給与所得者異動届出書を提出してください。

異動前の特別徴収義務者が上段をすべて記入
必要事項は、必要事項欄に記入してください。
必要事項は、必要事項欄に記入してください。
必要事項は、必要事項欄に記入してください。

【記入例】 普通徴収から特別徴収への切替申請書

3期まで普通徴収(個人納付)し、残税額を甲野商事株式会社で12月から特別徴収する場合

普通徴収から特別徴収への切替申請書

特別徴収税額の通知書の指定番号欄を参照にして記入(春日井市への納入が始めての事業所については空欄とする)

令和 8年 11月 6日 提出 (宛先)春日井市長 13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は空欄にする)	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 又は住所	〒 486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地										特別徴収義務者 指定番号	1024654000		
		フリガナ	コウノショウジカブシキガイシャ										連絡先	部署	人事課 給与担当	
		名称 又は氏名	甲野商事株式会社											担当者	甲野 春子	
		代表者	甲野 忠信										電話	0568-〇〇-〇〇〇〇		
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	

該当者	フリガナ	オツノイチロウ		生年月日	昭和 平		<普通徴収の納付状況> * 全額未納 * 1期まで納付済 * 2期まで納付済 * 3期まで納付済 * 随時()月まで納付済 ※重複納付を防ぐため必ず記入してください。 ※市に到達した時点で納期限が過ぎたものについては、特別徴収への切替ができませんのでご注意ください。	
	氏名	乙野 一郎			60年	1月 23日		
	1月1日現在の住所	春日井市西本町1丁目15番地1						
	現住所	同上						
	受給者番号	000123		特別徴収開始月	※申請書が市に到達した日の翌月以降から開始可能 [12] 月分(翌月10日納期限分)		備考	注: 既に本年度の特別徴収を行っている事業所には納入書は送付しません。お手元の納入書を訂正してご使用ください

給与計算を含め、天引きの間に合う月を記入(春日井市からの税額通知の発送は、申請書が市に到達した翌月となります)

特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

令和 8 年 12 月 4 日提出 (宛先)春日井市長	(特別 給与 支払 義務 者)	所在地 又は住所	〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 ヘイノショウジカブシキガイシャ										特別徴収義務者 指定番号	1024647000		
		フリガナ 名称 又は氏名	丙野商事株式会社										部署	人事課 給与係		
		代表者	甲野 光太郎										特別徴収税額の通知書の指定番号 欄を参照して記入		甲野 智恵子	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話番号

変更年月日	令和 8 年 12 月 3 日
変更事項	1. 社名(名称)変更 6. 法人成り 2. 所在地変更 7. その他 3. 送付先変更 4. 吸収・合併・分割による変更【下欄を記入してください】

	変更前	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は空欄にする)	変更後
所在地又は住所	〒487-0013 春日井市高蔵寺町3丁目2番地1		〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
送付先	〒		〒
フリガナ	コウノショウジカブシキガイシャ	変更点のある部分のみ記入	ヘイノショウジカブシキガイシャ
名称又は氏名	甲野商事株式会社		丙野商事株式会社
電話番号	(0568) 85 - 6094		(0568) 85 - 6093

合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規で取得する。 ○別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		合併・分割される事業所(消滅会社)	
	2. 合併・分割先の指定番号を使用する。 (存続会社の指定番号を使用する。) ○別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		所在地	春日井市高蔵寺町3丁目2番地1
	②指定番号を新規作成か存続会社の指定番号を継続するか選択		<合併・分割の場合> ①消滅会社を記入 コウノショウジカブシキガイシャ	
	指定番号	1024647000	電話番号	(0568) 85 - 6094
※旧特別徴収義務者(消滅会社)の指定番号を継続使用することはできません。		法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	
		特別徴収義務者 指定番号	1026111000	

※給与支払者の法人番号・個人番号の変更もしくは法人成りの場合、新規の事業所として登録する取扱いとなるため、給与所得者異動届出書も提出してください。(p12,13参照)

※この変更届出書では、法人市民税に係る異動届出書を提出したことはありませんのでご注意ください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日 提出 (宛先) 春日井市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 又は住所	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		名称 又は氏名											連絡先	部署	
		代表者												担当者	
		法人番号													
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。															
特例の適用を受けようとする税額	円 (令和 年 月分から 令和 年 月分までの市・県民税特別徴収税額)														
申請日前6か月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 (内、臨時に雇い入れた人員を カッコ内に記入してください)	令和 年 月分	()人	令和 年 月分	()人											
	令和 年 月分	()人	令和 年 月分	()人											
	令和 年 月分	()人	令和 年 月分	()人											
やむを得ない事由による市税の滞納 または最近において著しい納入遅延の 事実がある場合はその詳細な事由											備考				

※すでに納期特例を承認されている事業所が、本年度も納期特例を希望する場合は、申請の必要はありません。

※申請書が市に到達した月分から開始可能

【記入例】 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 8 年 6 月 9 日 提出 (宛先) 春日井市長	(特別徴収義務者 給与支払義務者)	所在地 又は住所	〒 486-8686 春日井市烏居松町5丁目44番地										特別徴収義務者 指定番号	1024647000		
		名称 又は氏名	道風商事株式会社										部署	人事課 給与係		
		代表者	道風 太郎										先	道風 花子		
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請する																
特例の適用を受けようとする税額	123,400 円 (令和 8 年 6 月分から 令和 9 年 5 月分)															
申請日前6か月間の各月の 給与の支払いを受ける者の人数 (内、臨時に雇い入れた人員を カッコ内に記入してください)	令和 8 年 5 月分	6 人 (3)人	令和 8 年 2 月分	6 人 (3)人												
	令和 8 年 4 月分	6 人 (3)人	令和 8 年 1 月分	5 人 (2)人												
	令和 8 年 3 月分	6 人 (3)人	令和 7 年 12 月分	5 人 (2)人												
やむを得ない事由による市税の滞納 または最近において著しい納入遅延の 事実がある場合はその詳細な事由											備考					

※すでに納期特例を承認されている事業所が、本年度も納期特例を希望する場合は、申請の必要はありません。

※申請書が市に到達した月分から開始可能

【記入例】 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例を欠いた場合の届出書

令和 8 年 11 月 30 日 提出 (宛先) 春日井市長	(特別徴収義務者) 給与支払義務者	所在地 又は住所	〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地										特別徴収義務者 指定番号	1024647000	
		名称 又は氏名	サボテン商事株式会社										連絡先	部署	人事課 給与係
		代表者	佐保 天之助											担当者	佐保 花子
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2
法第321条の5の2の規定により、下記の事項を届け出ます。															
納期の特例を欠いた理由	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は空欄にする)														
納期の特例を欠いた理由	・給与の支払いを受ける者が常時10人以上となったため → (提出日の属する月分から中止) ・毎月払いへの切替を希望するため } (令和 8 年 12 月分から中止) ・その他の理由 () (翌月10日納期分) ()														
納付書の再送について	必要 ・ 不要										備考				

※提出日の属する月以前の各月に徴収すべき税額については、提出日の翌月10日が納期限となります。

(例)11月15日に提出した場合 → 11月分までの特別徴収税額を12月10日までに納入

よくある質問

Q：従業員が転勤や転職をするため、特別徴収をする事業所を変えたい。



A：「給与所得者異動届出書」（12ページ）を提出してください。
（記入例：13ページ）

Q：従業員が退職や休職をするため、特別徴収ができなくなってしまう。



A：「給与所得者異動届出書」（12ページ）を提出してください。
（記入例：14・15ページ）

Q：新たに特別徴収に変更してほしい従業員がいる。



A：「普通徴収から特別徴収への切替申請書」（17ページ）を提出してください。
（記入例：18ページ）

Q：特別徴収税額がゼロ円の従業員が退職したが、届出は必要か。



A：今後特別徴収としないために、「給与所得者異動届出書」（12ページ）の提出が必要です。

Q：特別徴収している事業所の名称や所在地が変更になる。



A：「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」（19ページ）を提出してください。（記入例：20ページ）

Q：特別徴収で納入する金額に変更があったが納入書はどのように修正すればよいか。



A：7～9ページを参考にして金額を修正し、納入してください。

Q：個人事業主が法人番号に代えて個人番号を記入する場合、本人確認書類の添付は必要か。



A：郵送の場合は、「マイナンバーカードの写し」又は、「通知カードの写し+本人確認書類（運転免許証等）の写し」の添付をお願いします。
※通知カードは、記載されている住所・氏名等に変更がない場合に限り、番号確認書類として使用できます。